

令和2年5月26日

東京都福祉保健局 局長
内藤 淳 殿

東京都医療的ケア児者親の会
保護者一同
ウイングス 医療的ケア児などのがんばる子どもと家族を支える会
代表 本郷朋博

新型コロナウイルスに係る 重い病気や障害のある人と家族への支援の要望

新型コロナウイルスをめぐっては、厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日)において、基礎疾患のある者と同居している無症状病原体保有者及び軽症患者(以下、軽症者等)は、入院が可能なときは入院措置を行い、入院が困難な場合は都道府県が用意する宿泊施設か自宅での安静・療養を行うとされ、さらに自宅療養の際に義務づけられる「軽症者等と同居家族等の生活空間を分ける対応」ができない者については、確実に宿泊施設を利用することができるように配慮することが定められています。

重い病気や障害のある人(以下、ハイリスク児者)は基礎疾患があり重症化する恐れが高いため、主な介護者である家族が軽症者等となった際には入院や宿泊施設などでの療養が必要となりますが、家族に代わりハイリスク児者の命をつなぐケアを担う人材を確保することが難しく、多くの家族が大きな不安を抱えています。

また、厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について(その2)」(令和2年4月3日)などにおいては、同居する軽症者等が入院措置となり、それに代わる医療的ケア児等への支援者がいないなどの場合、当該児童について「親戚宅等に預ける」「児童相談所への相談」「短期入所等への移動や医療機関への入院」を検討するとされています。

しかし、医療的ケアに適切に対応できる親戚や児童相談所の存在は多くの場合、期待できず、短期入所や医療機関の受け入れも大きく制限されているのが現状です。特に短期入所では、緊急事態宣言を受けて入所を一時中断している施設もあり、今の状態ではハイリスク児者の生命を守る体制は未整備のままと言わざるを得ません。

基礎疾患や呼吸器疾患があるハイリスク児者は、感染すれば体調が急変しやすいため検査や入院など迅速な対応が必要です。ハイリスク児者や家族が感染した際の支援体制について下記の要望をいたします。

＜新型コロナウイルスに係るハイリスク児者と家族の支援要望＞

1. 主な介護者である家族が感染した際の、ハイリスク児者への支援、および規制緩和をお願いいたします。
 - (1) 医療機関での受け入れ
 - ・ 家族が感染した場合、濃厚接触者であるハイリスク児者が速やかに検査を受け
 - 入院ができるよう、医療機関へ働きかけてください。
 - ・ また、ハイリスク児者の短期入所受け入れを促すため、医療型短期入所施設へ
 - の補助金支給などの措置もご検討ください。
 - (2) 在宅支援制度の規制緩和
 - ・ 訪問看護師による「在宅レスパイト」事業について、1回あたりの時間数や年間利用時間数の上限の一時的な撤廃をお願いいたします。
 - ・ 訪問介護においても、各自治体の決定を待たずに月の支給時間数を超えての利用も可とする緊急措置をお願いいたします。
2. 主な介護者が新型コロナウイルスに感染した場合には、家族に代わって相談支援事業所等が積極的に関わるように通知を出してください。
 - ・ 医療的ケア児者の場合は、ケアマネージャーに相当する支援者がほとんどいないため、多くの場合、医療や福祉に関する手続きを家族が行っています。
3. 訪問看護や訪問介護事業所への衛生用品などの支援や感染防止マニュアルの作成、周知をお願いいたします。
 - (1) 衛生用品等の支援
 - ・ 訪問看護や訪問介護は、ハイリスク児者の生活には欠かせないサービスであり、

家族が感染した場合、もしくはハイリスク児者が感染した場合でも入院や入所が決まるまでケアを行わなければなりません。「接近しないとケアができない」「吸引で飛沫をあびることが多い」など、非常に高いリスクの中、支援を行っています。
訪問看護や訪問介護事業所あてに、必要な衛生物品およびマスクやフェイスシールド、防護服などが充分に行き渡るよう支援してください。
 - (2) 感染防止マニュアルの作成と周知
 - ・ 訪問看護や訪問介護事業所では現在、独自のマニュアルを定めて、ケアにあたる職員や利用者を守る努力をしていますが、対応はまちまちです。感染防止の観点から、感染の疑いがある家庭を訪問する際に必要な対応および防護具の使い方などについて早急にマニュアルを作成し、事業所に周知してください。
また、症状が表れない感染者も多くみられることから、感染の症状がない場合についても、互いに感染源にならない接し方をマニュアルに掲載してください。
4. 当該月に自宅への訪問看護が提供できない場合でも、看護師による電話等を用い

た病状確認や療養指導等に対して、訪問看護管理療養費と同等の評価もしくは補償を行い、利用者が継続して看護支援を受けられるようにしてください。

・ 令和2年4月24日付厚生労働省保険局医療課の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その14)」では、新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望等により、訪問看護が実施できなかった場合、当該月に1日以上訪問看護を提供していれば、訪問看護管理療養費を算定できるとされています。しかし実際には、東京都における緊急事態措置等の実施以降、利用者の要望に沿って、月1回の訪問看護の実績がなくても、テレビ電話等での対応を行なっている訪問看護事業所があります。

【付記】

厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について(その3)」(令和2年5月20日発出)において各都道府県へ求めた要請についても、東京都での対応が適切に行われるよう要望いたします。

【参考資料】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う医療的ケア児・難病児・重症心身障害児等のハイリスク児・者家族の不安・困りごとアンケート